

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市子育て短期支援事業
発 注 課	札幌市子ども未来局児童相談所地域連携課
選 定 事 業 者	社会福祉法人札幌育児園、公益財団法人鉄道弘済会、社会福祉法人扶桑苑、社会福祉法人羊ヶ丘養護園、社会福祉法人常徳会、社会福祉法人北翔会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業は、札幌市子育て短期支援事業実施要綱の規定に基づき、平成8年度より各児童養護施設、平成21年11月から札幌乳児院、令和5年8月からフォスタリング機関（以下「フォスタリング」という。令和7年4月から里親支援センター（以下「センター」という。）に移行）に委託し業務を実施しており、これまでの事業運営は極めて良好に行われ、各施設等においては適切に運営するための経験も蓄積されている。</p> <p>また、センターを除く各施設は、児童福祉法に基づき、児童等を入所・入院させ養育するための施設であり、施設の整備状況及び事業実施のための職員配置等から委託に当たって特に信頼性が高いと認められるものである。</p> <p>本事業における里親への委託については、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」（令和6年3月12日付こ成環第75号こども家庭庁成育局育成環境課長およびこ支家第108号こども家庭庁支援局家庭福祉課長連名通知）において、積極的に活用をすること、また、その委託にあたっては、センターやフォスタリングを介して委託をすることで各種事務手続きの合理化を図ることが推奨されている。社会福祉法人常徳会は、令和6年度までフォスタリングとして本事業を受託し、令和7年度からは、センターの運営法人として本事業の受託実績があり、里親登録者の世帯状況やアセスメントの情報をより多く把握している。</p> <p>以上のことから、上記の7施設は事業受託者として適切であると認められ、各施設の設置運営法人を特命により選定したい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）